

健康福祉・病院経営委員会

平成 24 年 11 月 22 日

健康福祉局

障害者の移動支援施策再構築について

1 趣旨

11 月 5 日開催の本委員会において、多くのご意見をいただき、資料の要求もいただきました。

本日は、前回要求いただいた資料を提出させていただき、その概要についてご説明させていただきます。

2 提出資料

別添のとおり

提出資料目次

1	移動支援施策4事業全体	
	(1) 予算・決算額の推移（H20～24年度）について	1
	(2) 交付者数等事業量の推移（H20～24年度）について	1
	(3) 見直しによる対象者等事業量と予算への影響について	2
	(4) 他の政令指定都市の実施状況について	3
	(※) 障害児通学支援含む	
2	福祉特別乗車券交付事業	
	(1) 交通事業者への負担金の積算方法（H23・24年度）について	17
	(2) 福祉特別乗車券交付者で生活保護受給者のうち、移動に付き添いが必要な人の人数について	18
3	ガイドヘルプ事業	
	(1) 登録事業所数の推移（H20～24年度）について	19
4	その他	
	(1) 区社協ボランティアの登録者数と謝金の状況について	20

1-(1) 予算・決算額の推移(H20~H24年度)について

(単位:千円)

項目			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
福祉特別乗車券 交付事業	予算	事業費	2,522,255	2,550,643	2,636,915	2,724,791	2,684,903
		(一般財源)	2,522,255	2,550,643	2,636,915	2,724,791	2,684,903
	決算	事業費	2,510,922	2,550,158	2,636,134	2,723,909	
		(一般財源)	2,510,922	2,550,158	2,636,134	2,723,909	
タクシー券交付事業	予算	事業費	437,787	380,578	625,931	312,638	371,647
		(一般財源)	437,787	380,578	625,931	312,638	371,647
	決算	事業費	393,718	383,068	377,978	381,814	
		(一般財源)	393,718	383,068	377,978	381,814	
ガイドヘルプ事業	予算	事業費	822,883	979,974	1,275,900	1,472,969	1,265,300
		(一般財源)	205,721	244,993	395,529	456,620	392,243
	決算	事業費	1,149,762	1,255,438	1,473,483	1,548,234	
		(一般財源)	326,560	599,317	780,102	655,874	
ガイドボランティア事業 (※)	予算	事業費	56,300	42,433	112,825	127,905	117,450
		(一般財源)	14,075	10,608	21,118	21,292	18,744
	決算	事業費	23,033	32,674	78,484	102,759	
		(一般財源)	5,759	14,188	19,151	19,441	

※ガイドボランティアについては障害児通学支援事業を含む

1-(2) 交付者数等事業量の推移(H20~H24年度)について

項目	指標	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度見込み
福祉特別乗車券 交付事業	交付枚数	44,730	47,149	50,235	49,535	51,786
タクシー券交付事業	利用枚数	596,217	582,344	692,795	733,857	720,523
ガイドヘルプ事業	利用時間数	499,041	543,584	604,056	627,126	616,537
ガイドボランティア事業	利用件数	14,954	17,092	25,105	41,903	54,371
備考				<p>【タクシー券交付事業】 H22年度~1乗車で複数枚利用可能に。1枚あたりの助成額630円→500円。年間72枚→84枚。</p> <p>【ガイドボランティア事業】 H22年度~事務取扱団体に新規2団体が加入。通学利用の回数制限を撤廃、市立校も含め全ての学校で利用可能に</p>	<p>【ガイドヘルプ事業】 H23.10月~同行援護(視覚障害者の外出支援)創設により、一部が移行を開始</p> <p>【ガイドボランティア事業】 H23年度~教育委員会学校生活支援事業による通学支援がガイドボランティアへ移行</p>	

1-(3)見直しによる対象者等事業量と予算への影響について

この試算については、現時点での見直し提案内容による25年度事業量見込みと予算への影響額（一般財源（市費））を示しています。

	福祉特別乗車券交付事業	タクシー券交付事業	ガイドヘルプ・ガイドボランティア事業	予算への影響額 (単位：億円)	
見直し概要	見直し内容【サービス拡充策】	<p>【制限の緩和】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月毎の利用制限を廃止し、1回7枚までを、いつでも利用できるようにします。 <p>【交付対象要件の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者手帳1級所持者へ対象者を拡大します。 ・施設入所者を交付対象者とします。 	<p>【ガイドヘルプ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学等へ利用範囲を拡大し、利便性を高めます。 ・障害者本人が自立して移動できる力を高めるための支援制度を創設します。 ・ヘルパー人材確保育成策を継続実施します。 <p>【ガイドボランティア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余暇へ利用範囲を拡大し、ガイドヘルプを補う施策として位置づけます。 ・手帳要件を緩和し、軽度者へ対象範囲を拡大します。 ・ボランティア確保育成策を継続実施します。 	1.4	
	事業量への影響	<p>【交付者約5,000人増加】</p> <p>B2所持者約7,900人のうち約5,000人が交付希望と見込む。</p>	<p>【交付対象者の増】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者手帳1級約2,700人 ・施設入所者への拡大で約700人 		<p>【ガイドヘルプ利用時間数40,515時間増加】</p> <p>※23年度利用時間実績は627,126時間</p>
	25予算への影響	<p>【交付者数増による影響なし】</p> <p>交通事業者への市負担金は前年10月1日時点の交付枚数が基準となるため。</p>	<p>【0.5億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用制限の緩和による利用枚数の増加、対象者拡大による利用者増加。 		<p>【0.9億円】</p> <p>ガイドヘルプ事業0.8億円増（報酬体系見直しによる減を含む）、ガイドボランティア事業0.1億円増。</p>
	見直し内容【コスト削減・歳入確保策】	<p>【利用者負担金の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用頻度の低い方にご遠慮いただくために一律定額（3,200円）の利用者負担金を導入します。 	<p>【経過措置の撤廃】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手帳取得時の年齢制限導入（H17.4）以前からの「経過措置者」への交付を停止します。 		<p>【ガイドヘルプ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給決定基準を見直します。（月48時間から原則30時間へ） ・新制度にあわせ、報酬体系を見直します。 <p>【ガイドボランティア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨励金を見直します。（1,900円～500円⇒一律500円）
	事業量への影響	<p>【交付者約5,000人減少】</p> <p>現在の交付者約50,000人のうち1割が辞退と見込む。</p>	<p>【交付者数約3,000人減少】</p>		
25予算への影響	<p>【交付者減による影響なし】</p> <p>交通事業者への市負担金は前年10月1日時点の交付枚数が基準となるため。</p> <p>【利用者負担金導入による歳入1.6億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の対象者約50,000人、対象拡大による5,000人の増、現在の対象者のうち辞退による5,000人の減。 	<p>【▲0.6億円】</p>	<p>【▲0.2億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドボランティア奨励金見直しによる減 <p>※ガイドヘルプの報酬体系見直しによる効果額は、通学等への拡大と合算。</p>	▲2.4	
予算への影響合計（単位：億円）	▲1.6	▲0.1	0.7	▲1.0	

その他、福祉特別乗車券での利用者負担金導入のためのシステム改修費、制度周知等にかかる費用として、現時点で0.5億円を見込んでいます。

1 - (4) 他の政令指定都市の実施状況について

1 福祉特別乗車券

(1) 制度を実施していない都市

さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、堺市、岡山市（6市）

(2) 各都市の乗車券の形式

	該当都市	備考
フリーパス形式	仙台市、川崎市、名古屋市、京都市、神戸市、北九州市（6市）	
フリーパス形式とそれ以外の形式の併用	札幌市、大阪市、福岡市、熊本市（4市）	より軽度の者はフリーパスではなく、プリペイドカードや割引証を発行等
その他の形式	静岡市、浜松市、広島市（3市）	プリペイドカード、回数券等が発行

(3) 利用者負担金の導入している都市

熊本市（1市）

※フリーパスは「年額2,000円」、プリペイドカード（1枚5,000円分）は「500円」

(4) 愛の手帳B2（IQ51~75）所持者を交付対象としていない都市

札幌市、静岡市、熊本市（3市）

2 福祉タクシー利用券

(1) 月毎の利用枚数制限を実施している都市

なし

(2) 精神1級を対象としている都市

札幌市、仙台市、千葉市、相模原市、川崎市（平成24年10月～）、浜松市、名古屋市、京都市、広島市、北九州市、熊本市（11市）

(3) 交付枚数の状況（※本市は、84枚）

85枚以上	名古屋市、大阪市（2市）
84枚以下50枚以上	札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、神戸市、広島市（8市）
50枚未満	さいたま市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市（9市）

3 ガイドヘルプ事業 ※H23.10 時点（札幌市、川崎市、熊本市のみ H24.4 時点）

(1) 保護者の就労等を要件として、通学・通所を認めている都市

通学・通所	川崎市、名古屋市、広島市（3市）
通学のみ	札幌市、岡山市（2市）
通所のみ	大阪市※一部の小規模施設のみ（1市）
いずれも認めていない	仙台市、新潟市、さいたま市、千葉市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市、熊本市（13市）

(2) 一月あたりの最大基準支給量

必要時間数	新潟市、相模原市(※1)、名古屋市(※1)（3市）
49～80時間	札幌市(※1)、仙台市、さいたま市、大阪市(※1)、堺市(※1)、岡山市、広島市、熊本市(※1)（8市）
～48時間	千葉市(※2)、川崎市(※3)、静岡市、京都市、神戸市、北九州市(※2)、福岡市（7市）
その他	浜松市(居宅介護との時間の分け合い)（1市）

(※1) 障害種別・年齢・利用目的等により、時間設定が異なる（その中での最大量）

(※2) 別途判断基準により、基準時間超過を可としている

(※3) 通常利用とは別に通学・通所を回数設定している

4 ガイドボランティア事業

(1) 類似制度を実施している都市

広島市（1市）

【事業の概要】

- ・ 利用者はヘルパー（ボランティア）とペアで登録
- ・ 移動支援事業（ガイドヘルプ）等と合わせて80時間が上限
- ・ 付き添い1時間あたり700円の謝金（交通費別途2000円上限）

5 障害児通学支援事業

(1) 類似事業を実施している都市

なし

電車・バス利用助成 他都市の状況 (政令指定都市)

事業実施の有無	事業(助成名)	乗車券の内容	開始年度	対象者								知的	精神・その他	予算対象人数(H24年度)	利用可能な交通機関	
				視覚	肢体				内部	聴覚						
					下肢	体幹	上肢	移動								
札幌	有	札幌市障がい者交通費助成制度	フリーパス、又はプリペイドカード(最大48,000円分)	昭和46年度(精神は平成10年度)	1～2級は福祉乗車証(市内公共交通機関無料) 3～4級は乗車券(プリペイドカード※) ※通常乗車料金の半額適用。年間最大助成額48,000円分								重度は福祉乗車証、中度は乗車券	精神1～2級は福祉乗車証、3級は乗車券	福祉乗車証…13,085人 乗車券等…16,787人	市営地下鉄、市営路面電車、JR北海道バス、北海道中央バス、じょうてつバス、夕鉄バス
仙台	有	仙台市障害者交通費助成(ふれあい乗車証)	フリーパス	平成元年4月(精神障害者は平成8年4月より)	1～2級	1～4級(4級は、車いす使用または在宅酸素療法実施者)	1～4級(4級は、車いす使用または在宅酸素療法実施者)	1級	1～4級(3～4級は、車いす使用または在宅酸素療法実施者)	1～4級(3～4級は、車いす使用または在宅酸素療法実施者)	2級	療育手帳交付者	精神障害者 保健福祉手帳交付者	身体：3,264人 知的：3,708人 精神：3,408人	市営バス、市営地下鉄、宮城交通バスの仙台市内区間	
川崎 (※H24.10～新制度)	有	川崎市ふれあいフリーパス交付事業	フリーパス	昭和42年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 1級～6級(本人のみ) 本人が12歳未満で1級～4級(介助者付) (※) 制度見直し予定(H25.4～) <ul style="list-style-type: none"> 1級～4級、及び5、6級で社会福祉施設等通所者(本人のみ) 本人が12歳未満で1級～4級(介助者付) 								<ul style="list-style-type: none"> A1～B2(本人のみ) 本人が12歳未満でA1～B1(介助者付) (※) 制度見直し予定(H25.4～) <ul style="list-style-type: none"> A1～B1、及びB2で社会福祉施設等通所者(本人のみ) 本人が12歳未満でA1～B1(介助者付) 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳交付者(本人のみ) 本人が12歳未満で1～3級(介助者付き) 	身・知：20,543人 精神：6,578人 【24年4月の旧制度時点】	川崎市内を運行する市営バス、民営バス(小田急バス、神奈川中央交通、東急バス、川崎鶴見臨港バス、羽田京急バス)
静岡	有	精神障害者交通費助成事業	プリペイドカード、又はICカード乗車券(年間6,000円分)	平成15年4月1日	-								-	精神障害者保健福祉手帳保持者(1～3級) (ただし、身体障害者手帳あるいは療育手帳を重複所持する者は除く)	精神 3,127人	<パスカード>①静鉄バス 静岡市内(蒲原地区は除く)、②秋葉バス 浜松市天竜区、磐田市、袋井市、掛川市・周智郡森町、③静岡鉄道 新静岡～新清水間 <TOICA>④JR 函南～静岡～名古屋～関ヶ原 ※TOICAはSuica、ICOCA、SUGOCA、manacaエリアでも使用可能
浜松	有	身体・知的障害者外出支援事業 精神障害者交通費等支援事業 戦傷・被爆戦傷病者被爆者社会参加促進事業	各交通機関で利用可能なICカード、プリペイドカード、回数券(年間7,000円分※)のうち、いずれか一つを交付 (※)一部交通機関により例外あり	昭和50年1月1日	手帳所持者 (身障・知的、精神、戦傷・被爆)								-	身体・知的 28,300人 精神 3,630人 戦傷・被爆 116人	<ul style="list-style-type: none"> <ICカード>遠州鉄道電車・バス <乗車券>浜松バス <乗車券>地域バス <バスカード>秋葉バス 	

電車・バス利用助成 他都市の状況（政令指定都市）

	事業実施の有無	事業(助成名)	乗車券の内容	開始年度	対象者							予算対象人数(H24年度)	利用可能な交通機関			
					視覚	肢体				内部	聴覚			知的	精神・その他	
						下肢	体幹	上肢	移動							
名古屋	有	名古屋市福祉特別乗車券	フリーバス	昭和46年4月1日								本人用1～4級 介護者つきは1～2級と、3・4級の第1種	本人用は手帳所持者全員 介護者つきは愛護手帳1～3度(IQ50以下)	戦傷病者手帳、被爆者健康手帳所持者に本人用 精神保健福祉手帳所持者全員に本人用、介護者つきは1～2級	身体：39,150人 知的：9,666人 戦傷病者等：792人 精神：14,096人	①市営交通②ガイドウェイバスシステム志段味線③西名古屋港線（あおなみ線）の全区間
京都	有	福祉乗車証交付事業	フリーバス	①身体・知的 昭和50年度 ②精神 平成10年度	身体障害者手帳1～4級の者は介護付乗車証。 *聴覚・平衡・音声言語機能障害の4級は単独乗車証。							療育手帳Aの者は介護付乗車証。 療育手帳Bの者のうち学齢前児童及び小学校在学年齢児童は介護付乗車証だが、小学校在学年齢より上の年齢については単独乗車証。	精神障害者手帳1級は介護付乗車証。 2～3級は単独乗車証。	身体・知的： 128,536人 精神：13,069人 (平成24年度予算人員)	①市営バス②市営地下鉄③市バス撤退地域の民営バス	
大阪	有	市営交通機関乗車料金福祉措置	フリーバス、又は半額助成の割引証	昭和26年6月1日	①介護人付無料乗車証【無料】 第1種身体障害者、12歳未満の第2種身体障害者 ②介護人付無料乗車証（単独乗車可）【無料】 上記介護人付無料乗車証対象者と同じ ④乗車料金割引証【5割引】 第2種身体障害者（12歳未満を除く） ⑤介護人単独用無料乗車証【無料】 ①または②を所持し社会福祉施設等へ通学・通勤・通所している身体障害者を、各通学・通勤・通所先まで送迎している介護人 JRによる第1種身体障害者の範囲に加えて、下肢3級2・3の該当者にも交付							①介護人付無料乗車証【無料】 療育手帳A、B1所持者、12歳未満の療育手帳B2所持者 ②介護人付無料乗車証（単独乗車可）【無料】 上記介護人付無料乗車証対象者と同じ ④乗車料金割引証【5割引】 療育手帳B2（12歳未満を除く）所持者 ⑤介護人単独用無料乗車証【無料】 ①または②を所持し社会福祉施設等へ通学・通勤・通所している知的障害者を、各通学・通勤・通所先まで送迎している介護人	①介護人付無料乗車証【無料】 精神障害者保健福祉手帳1級所持者、12歳未満の精神保健福祉手帳2・3級所持者 ②介護人付無料乗車証（単独乗車可）【無料】 上記介護人付無料乗車証対象者と同じ ③単独用無料乗車証【無料】 戦傷病者（項症）、原爆被爆者、精神障害者保健福祉手帳2級所持者 ④乗車料金割引証【5割引】 戦傷病者（項症以外）、精神障害者保健福祉手帳3級（12歳未満を除く）所持者、特別児童扶養手当1級受給世帯の世帯主	身体：52,283人 知的：20,708人 精神：16,193人	①市営地下鉄 ②市営バス ③ニュートラム	
神戸	有	神戸市福祉乗車証	フリーバス	昭和43年5月1日								1～4級 一種の者は介護付乗車証。 それ以外は、単独乗車証。	全て介護付乗車証	精神障害者保健福祉手帳（1級の者は介護付乗車証）、生活保護世帯、中国在留邦人等世帯、母子世帯、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳、	身体：35,752人 知的：8,302人 精神：8,372人 生保：22,731人 母子：14,107人 原爆：1,011人 戦傷：55人 (※H23実績)	①市営バス②山陽バス③阪神バス④阪急バス⑤神姫バス⑥神姫ゾーンバス⑦神鉄バス⑧ポートライナー⑨六甲ライナー⑩市営地下鉄⑪神戸交通振興協の路線のうち、山手線及びポアイキャンバス線

電車・バス利用助成 他都市の状況 (政令指定都市)

事業実施の有無	事業(助成名)	乗車券の内容	開始年度	対象者								予算対象人数(H24年度)	利用可能な交通機関		
				視覚	肢体				内部	聴覚	知的			精神・その他	
					下肢	体幹	上肢	移動							
広島	有 広島市障害者公共交通機関利用助成事業	ICカード、又は回数券(年間3,000円分) (※)一部交通機関により例外あり	平成5年	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、事業年度の9月1日現在において広島市の区域内に住所(手帳の住所をいう。)を有する者。								32,700人	1 バス8事業者・アストラムライン・電車 共通カード 2 JR(鉄道)回数券引換券 3 船(似島)回数券 4 船(金輪島) 回数券 5 サンハイツ線、第一・第二高取 団地線、瀬戸内ハイツ・ふじが丘線、三菱団 地・宗が丘線、あさおか台・武田山団地線、東 亜ハイツ線、奥畑・椎原線、あさひが丘・飯室 線、久地・飯室線、戸山・くすの木台線、筒瀬 線、若葉台線、大町駅・イオンモール祇園線バ ス、大町団地線及び平和台線バス回数券(第一 タクシー、エンゼルキャブ運行分) 6 雲 出線、宇佐線、正楽寺線回数券(ささき観光 運行分) 7 矢口地区、山本地区乗合タク シー回数券 8 タクシーチケット		
福岡	有 地下鉄助成 事業	フリーパス、又は半 額助成の割引証	昭和56年度	●福祉乗車証(全額助成) ①1~3級 ②①以外で、前年の所得が195万円以下の70歳以上の者								●福祉乗車証 (全額助成) ①療育手帳A ②①以外で 前年の所得が 195万円以下の70 歳以上の者	●福祉乗車証 (全額助成) ①精神1級 ②精神2、3級で前年所 得が195万円未満の70歳 以上の者 ●福祉割引証 (半額助成) 精神②③級で福祉乗車 証対象外の者	●福祉乗車証 身体:18,488人 知的:1,356人 精神:390人 ●福祉割引証 精神:4,292人	福岡市営地下鉄
	有 福祉乗車券 交付事業	ICカード、又は回数 券(年間8,640円分) ※「地下鉄助成事 業」と併給化	平成13年 10月	70歳以上の手帳所持者								70歳以上の精神障害者 保健福祉手帳所持者	身体・知的: 8,527人 精神:240人	【共通交通用ICカード】①西鉄バス②西鉄電車(天神大牟田 線、貝塚線)③昭和バス 【各社別回数券】④JR(SUGOCA・Suicaエリア)⑤市営地下 鉄⑥JRバス⑦市営渡船⑧板屋山線乗合タクシー⑨今宿姪浜 線乗り合いマイクロバス	
北九州	有 福祉優待乗車 証 (市営バス乗 車運賃が無料 となる制度)	フリーパス	昭和54年 7月1日	1~4級 一種の者は介護付乗車証。 それ以外は、単独乗車証。								A判定の者は、 介護付乗車証。 それ以外は、 単独乗車証。	精神障害者保健福祉手 帳 (1級の者は介護付乗 車証、それ以外は単独 乗車証) 戦傷病者手帳(全て単 独乗車証)	平成23年度 交付枚数 身体:4,245人 知的:974人 戦傷:15人 精神:586人	市営バスのみ
熊本	有 熊本市優待証 交付事業及び 熊本市おでか けバス交付券 事業	プリペイドカード (1枚5,000円分 (500円で購入)、及 びフリーパス(2,000 円で購入)	熊本市優待証 事業…平成8 年10月 熊本市おでか けバス券交付 事業…平成1 7年7月	1~3級								A1、A2、B1	精神障害者保健福祉手 帳(1~3級)	平成23年度末 所持者数 11,644人(うち おでかけバス券 4,859人)	①九州産交バス②産交バス③市電・市バ ス④熊本都市バス⑤熊本電鉄電車・バス ⑥熊本バス

電車・バス利用助成 他都市の状況（政令指定都市）

	事業実施の有無	事業(助成名)	乗車券の内容	開始年度	対象者									予算対象人数(H24年度)	利用可能な交通機関
					視覚	肢体				内部	聴覚	知的	精神・その他		
						下肢	体幹	上肢	移動						
さいたま	無														
千葉	無														
相模原	無														
新潟	無														
堺	無														
岡山	無														

タクシー利用助成 他都市の状況（政令指定都市）

平成24年4月時点

事業実施の有無	事業(助成名)	開始年度	対象者								助成人数 (H24.3.31現在)	チケット枚数 (年)	補助額	利用可能な交通機関	
			視覚	肢体				内部	聴覚	知的					精神 その他
				下肢	体幹	上肢	移動								
札幌	有	札幌市障がい者交通費助成	昭和46年度(タクシーは昭和56年度、精神のタクシーは平成14年度)	1~4級						重度、中度	精神1~3級	31,684人	重度78枚、中度26枚	1枚500円	札幌ハイヤー事業協同組合に加盟するもの、及び保健福祉局長が別に定めるもの
仙台	有	仙台市障害者交通費助成事業(福祉タクシー利用券)	平成元年4月(精神障害者は平成8年4月より)	1~2級	1~4級 (3~4級は車いす使用または在宅酸素療法実施者)	1級	1~4級 (3~4級は車いす使用または在宅酸素療法実施者)			療育手帳A(重度)	精神1~2級	7,745人	60枚	1枚500円	タクシーチケットサービス株式会社加盟のタクシー事業者
さいたま	有	さいたま市福祉タクシー利用料金助成事業	平成13年5月1日	1~2級	1~3級	1~2級				㊤・A	-	14,447人	36枚 (下肢・体幹3級は24枚)	初乗り運賃相当額(上限710円)	埼玉県と協定を締結している事業者(埼玉県タクシー協会、埼玉県個人タクシー協会 他)、市と協定を締結している事業者(全国介護タクシー協会、埼玉県福祉移送事業協同組合、他)
千葉	有	千葉市福祉タクシー事業実施要綱	昭和54年5月	1~2級						最重度・重度	精神1級 特定疾患及び小児慢性特定疾患の重症患者	5,894人	60枚(人工透析者、週2回以上通院が必要な者は最大200枚)	運賃の半額(1,300円限度)*リフト付きタクシーは5,500円限度	福祉タクシー協力機関に指定された事業者
横浜	有	横浜市在宅重度障害者タクシー料金助成事業	昭和58年	1~2級			1~2級			IQ35以下(A1~A2)	視覚・下肢・体幹・移動・内部3級でかつIQ50以下(B1)	19,413人	84枚 ※週3回以上病院へ人工透析に通う腎臓機能障害者は168枚	1枚500円	神奈川県タクシー協会、神奈川県個人タクシー事業連合会、横浜移動サービス協議会等に加盟している事業者。市と直接契約した事業者。
川崎 (※1) H24.10 ~ 新制度	有	川崎市重度障害者福祉タクシー事業	昭和58年5月1日	1~2級				1~2級		重度	精神1級 視覚・下肢・体幹・内部3級でかつIQ50以下	7,762人	72枚 人工透析者は、120枚	1枚660円 福祉有償運送車両の場合は1枚500円	社団法人神奈川県タクシー協会、神奈川県個人タクシー事業連合会、その他の一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けたタクシー事業者であって、川崎市重度障害者福祉タクシー利用券取扱い協力機関届出書を市に提出した事業者
相模原	有	相模原市在宅重度障害者等福祉タクシー等利用助成事業	昭和58年度	1~2級						療育手帳A1・A2 またはIQ35以下	精神障害者 保健福祉手帳1級・2級 小児慢性特定疾患り患者・ 特定疾患り患者	10,065人	72枚	1枚500円	市と協定を締結したタクシー事業者等
新潟	有	新潟市福祉タクシー利用助成事業(福祉タクシー助成券)	平成2年4月1日から	・身体障害者手帳1・2級 ・身体障害者手帳3級の一部(下肢・体幹・脳原性運動(移動)・内部障がい)						療育手帳「A」	-	6,746人	52枚	1枚500円	新潟市個人タクシー事業協同組合、新潟地区個人タクシー協同組合、新潟中央個人タクシー協同組合ほか要綱の趣旨に賛同した事業者で、市と契約した事業者
	有	新潟市福祉タクシー利用助成事業(リフト付タクシー利用券)	昭和53年5月17日から	身体障害者手帳所持者で車いす等使用者						-	-	12,170件	枚数制限無し。	リフト付タクシーを利用した場合、同一区間を小型タクシー料金との差額。	要綱の趣旨に賛同した事業者で、市と契約した事業者
静岡	有	静岡市重度心身障害者タクシー利用料金助成事業(普通タクシー利用券)	平成15年4月1日から	1~2級				1~2級		療育手帳A	-	3,528人	24枚	1枚550円	静岡市内を事業区域とする一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー又はハイヤーを使用するものに限る)を営業者、要綱の主旨に賛同した事業者で、市と契約した事業者(52事業者)
	有	静岡市重度心身障害者タクシー利用料金助成事業(車いすタクシー利用券)	平成15年4月1日から		1~3級					-	-	98人	48枚	1枚500円	
浜松	有	障害者外出支援事業(福祉タクシー利用支援事業であったが、平成22年度より、障害者外出支援事業に統合)	平成5年4月1日	電動車椅子の給付を受けた方(介護保険により電動車椅子のレンタルを受けている方を含む)。						-	-	205人	20枚	1枚 1,000円	市と契約を締結している事業者
		身体・知的障害者外出支援事業 精神障害者交通費等支援事業 戦傷・被爆戦傷病者被爆者社会参加促進事業	昭和50年1月1日	手帳所持者 (身障・知的、精神、戦傷・被爆)								身体・知的 28,300人 精神 3,630人 戦傷・被爆 116人	14枚	1枚 500円	浜松市タクシー協会が認めるもの

タクシー利用助成 他都市の状況（政令指定都市）

平成24年4月時点

事業実施の有無	事業(助成名)	開始年度	対象者							助成人数 (H24.3.31現在)	チケット枚数 (年)	補助額	利用可能な交通機関			
			視覚	肢体				内部	聴覚					知的	精神 その他	
				下肢	体幹	上肢	移動									
名古屋	有	名古屋市重度身体障害者タクシー料金助成事業	平成12年4月1日開始	1～2級 (車いす利用者は、リフト付タクシーの選択可)							19,460人	96枚 (人工透析による週3回以上の通院の場合は120枚)	1枚740円 リフト付タクシーは1枚2,200円	名古屋地区		
京都	有	京都市重度障害者タクシー料金助成事業	昭和59年1月	身体障害者手帳1～2級(障害名称は問わない)							14,032人	48枚	1枚500円	要綱の趣旨に賛同した事業者で、市に届出のあった事業者		
大阪	有	大阪市重度障害者等タクシー料金給付事業	昭和57年度	1～4級	1～3級	1～2級	1～3級	1～4級	2～3級	重度 中度	戦傷病者手帳(項症)所持者 原爆被爆者手帳所持者	31,820人	96枚	普通タクシー 1枚500円 リフト付タクシー 1枚2,000円	市と契約した協会及び法人	
堺	有	堺市重度障害者福祉タクシー利用料金助成事業	平成5年度	1～2級				—	1～2級	—	重度	免疫1～2級。脳血管障害が原因で上肢と下肢機能障害とを同時に有しそれぞれが体幹1級又は2級と同程度。四肢機能障害1～2級	12,015人	24枚	初乗り運賃(660円を限度)の9割を助成	社団法人大阪タクシー協会、社団法人全大阪個人タクシー協会、一般社団法人大阪府乗用自動車協会、株式会社全国介護タクシー協会、大阪ハイヤータクシー協会、大阪クラウン無線ハイタク協会に加盟している事業者など市と契約した事業者
神戸	有	神戸市重度心身障害者タクシー利用助成事業	昭和58年10月(視覚障害は昭和60年10月、重度の知的障害者は平成4年度より)	1～2級				—	1～2級	—	重度	—	13,427人	72枚	1枚500円	社団法人兵庫県タクシー協会、神戸個人タクシー事業共同組合、全兵庫個人タクシー事業共同組合、平成個人タクシー事業共同組合に加盟している事業者、要綱の趣旨に賛同した事業者で、市と契約した事業者
岡山	有	岡山市福祉タクシー助成事業	昭和62年8月	1～2級							療育手帳A	—	1,837人	48枚	1枚500円まで	社団法人岡山県タクシー協会に加入している事業者または市に登録している事業者
広島	有	広島市重度障害者福祉タクシー利用助成	昭和52年4月(下肢、体感1・2級。重度療育手帳)昭和53年4月(視覚、心臓、腎臓、呼吸器の1・2級)昭和60年4月(ぼうこう・直腸1・2級)	1～2級	1種			1～2級	—	重度	精神障害者保健福祉手帳1級	12,542人	身体・療育52枚/ 精神58枚	1枚500円	都市タクシーサービスセンター、タクシー協同チケット株式会社、合資会社全国介護タクシー協会、高齢者福祉協議会、稲穂介護タクシー、西日本タクシー協議会に加盟している事業者、要綱の趣旨に賛同した事業者で、市と契約した事業者	
北九州	有	北九州市重度障害者タクシー乗車運賃助成事業	昭和63年4月(精神は平成10年7月から)	1～2級				—	1～2級	—	療育A	精神障害者保健福祉手帳 1級	4,709人	48枚	初乗り運賃相当額	北九州タクシー協会に加盟している事業者及び市と契約した事業者
福岡(※2)	有	福岡市福祉タクシー料金助成事業	昭和54年度(内部障がい者は平成6年度より)	1～2級				—	1～2級	—	療育手帳A	視覚障がい・肢体不自由・内部障がい重複して総合2級以上で、かつ下肢又は体幹機能障がい3級	5,409人	48枚	初乗運賃(小型の場合:上限550円)	福岡市福祉タクシー利用券取扱事業者として登録を行った事業者
熊本(※2)	有	熊本市障がい者福祉タクシー事業	平成元年10月	1～2級							A1、A2	精神障害者保健福祉手帳所持者 1～2級	7,241人	①普通タクシー利用券 49枚 ②患者等輸送用タクシー利用券 36枚	①普通タクシー利用券360円 ②患者等輸送用タクシー利用券 大型:1,350円 中型:1,080円 小型:490円	熊本県タクシー協会に加入し、熊本市を営業区域としている個人及び法人のタクシー業者、その他本市が個別に事業を委託している個人又は法人タクシー業者

(※1)川崎市制度の見直しについて
【平成24年10月～】精神1級を対象として新たに追加。
【平成25年4月～】年84枚、1枚単価500円に変更。人工透析患者は年168枚交付。
(※2)福岡市と熊本市は電車・バス利用助成との併給が可能。

自治体名	札幌市		仙台市		新潟市		さいたま市							
(1) 対象者要件	身体障害 (視覚障害を除く)	重度の全身性障がい・単独では外出が困難な者のうち、移動(室外)が一部介助以上の者	・身体障害者手帳の両上肢1級、両下肢1級の全身性障害者等 ・または同等の支援が必要と認められる者		・肢体不自由1級(重複による1級を含む)かつ両上肢及び両下肢のいずれにも障がいがある者又はこれに準ずる者。 ※準ずる者 ○肢体不自由2級の者であっても、両上肢及び両下肢に機能障がいがあり、単独での移動が困難な者。 ○医師意見書により両下肢及び両上肢の障がいがある者として補装具費として電動車いすが支給されている者。		肢体不自由1級に該当する障害者等であって、両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる障害者等							
	視覚障害	重度の視覚障がいにより、単独では外出が困難な者のうち、移動(室外)が一部介助以上の者	外出時に支援が必要な方で身体障害者手帳の1、2級の視覚障害者等または同等の支援が必要と認められる者		屋外での移動が困難な障がい者等であって、外出時に移動の支援が必要と認められた者。(身体障がい者手帳の障害程度等級表の「視覚障害」が1級又は2級の者。		屋外で活動するのに著しい困難を伴う視覚障害者等							
	知的障害	知的障がいにより、単独では外出が困難な者のうち、移動(室外)が一部介助以上の者	外出時に支援が必要な方で療育手帳の所持者等または同等の支援が必要と認められる者		屋外での移動が困難な障がい者等であって、外出時に移動の支援が必要と認められた者。 以下のいずれかの者 ○療育手帳を有する者 ○知的障害者更生相談所(18歳以上)又は児童相談所(18歳未満)に知的障がいを有することが認められた者。		療育手帳の交付を受けている者、知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害を有すると判定された者							
	精神障害	精神障がいにより、単独では外出が困難な者のうち、移動(室外)が一部介助以上かつ勘案事項調査でサービス利用が必要と認められた者	外出時に支援が必要な方で精神障害者保健福祉手帳の所持者または同等の支援が必要と認められる者		屋外での移動が困難な障がい者等であって、外出時に移動の支援が必要と認められた者。 以下のいずれかの証書等を有する者 ○精神障害者手帳 ○精神障がいを事由とする年金を現に受けていることを証明する書類 ○精神障がいを事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類 ○自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る) ○医師の診断書※発達障がいの診断書でも認める。		精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、精神障害を事由とする年金又は特別障害給付金を受けている者、自立支援医療受給者証の交付を受けている者、医師により精神障害を有すると診断された者							
(2) 支給決定	一月あたりの支給量	[身体]身体有・無 各60時間 [知的]身体有・無 各30時間(※) [精神]身体有15時間、無30時間 [障害児]身体有30時間(※)、無30時間 ※二人介護や重度障害など、最大30時間加算	原則として月50時間の範囲内(実時間) ただし、保護者や介護者の入院・出産等により一時的に支援を必要とした場合には、期間を限定して必要な時間数を認める。		なし		支給決定基準時間70時間 (2人介護は140時間)							
(3) 外出内容等	「通年かつ長期にわたる外出」	(基本的に)認めていない	(基本的に)認めていない		(基本的に)認めていない		(基本的に)認めていない							
	作業所や施設への通所	△(一部認めている) ただし、介護者の入院等やむを得ない場合については、一時的に利用を認める場合がある。	△(一部認めている) ただし、保護者や介護者の入院・出産等により一時的に支援を必要とした場合には、個別に期間を限定して必要な時間数を認める場合がある。		△(一部認めている) 真にやむをえない場合は週3回までの利用可。保護者の出産、病気などで一時的に行われる場合は週3回以上の利用可。		×							
	通学・通園	△(一部認めている) ただし、保護者の入院等やむを得ない場合については、一時的に利用を認める場合がある。	△(一部認めている) 保護者、介護者の病気、出産等の場合で、家庭環境その他を考慮し、一時的に期間を限定して認めている。		△(一部認めている) 真にやむをえない場合は週3回までの利用可。保護者の出産、病気などで一時的に行われる場合は週3回以上の利用可。		△(一部認めている) 保護者の病気、出産等で、他に代替できる手段がない場合							
形態	グループ支援型	対象としている	対象としていない		対象としている		対象としていない							
	車両移送型	対象としていない	対象としていない		対象としていない		対象としていない							
(5) 報酬単価等	身体介護の有り・無し	設けている	設けている		設けている		設けている							
	報酬単価	[身体介護有り] 0.5H:2,341円、1.0H:4,072円、1.5H:5,904円、以降(3Hまで)+763円、(3Hから)+712円 [身体介護無し] 0.5H:814円、1.0H:1,527円、1.5H:2,290円、以降+712円 [グループ支援]上記単価の70% [時間帯の加算]早朝・夜間:25%、深夜:50%	平成21年3月までの通院等介助(身体有無含む)と同じ単位数を採用。 [身体あり]0.5h:230単位、1.0h:400単位、1.5h:580単位、2.0h:655単位、2.5h:730単位、3.0h:805単位それぞれ以降0.5h毎に70単位 [身体なし]0.5h:80単位、1.0h:150単位、1.5h:225単位それぞれ以降0.5h毎に70単位 [時間帯の加算]早朝・夜間:25%、深夜:50% [地域単価]事業所所在地の単価(仙台市乙地10.18円) [二人派遣]単価が二倍になる。		身体介護あり・・・身体介護と同単価(ただし、特定事業所加算なし) 身体介護なし・・・家事援助と同単価(ただし、特定事業所加算なし)		【身体介護あり】 0.5H:1,470円、1.0H:2,940円、以降+1,470円/0.5H毎 【身体介護なし】 0.5H:770円、1.0H:1,550円、以降+780円/0.5H毎							
(6) 利用者負担額	負担率	【生活保護世帯】無料 【市民税非課税世帯】無料 【市民税課税世帯】1割負担	1割負担		1割負担		1割負担							
	利用者上限月額	上限なし	生活保護0円 市民税非課税0円 市民税課税37,200円		障害者自立支援法施行令第17条で定める額。		生活保護 0円 市民税非課税 0円 市民税課税 37,200円							
	軽減措置	なし	利用者負担上限月額により軽減を図っている。		市民税課税世帯について、利用者負担額の2割を助成している。		なし							
	障害福祉サービスとの合算が法に定める利用者負担上限月額を超える場合、軽減策の有無とその合算方法	合算しない	障害福祉サービスと地域生活支援事業四事業(移動支援、日中一時、訪問入浴、生活サポート)の利用者負担を合算して、月額負担上限額(37,200円)を超過した場合に利用者負担軽減補助金を支給する。 合算の範囲は児、者ともに本人。		生活支援給付費+障害福祉サービス費の合計額が国の本来の利用者負担額を超えた額を償還。		合算上限管理により障害福祉サービス、移動支援事業、日中一時支援事業を合わせた上限の管理を行っている。							
(7) 事業規模	支給決定者数	4,694 名	平成22年4月30日 現在		1,155 名	平成22年4月30日 現在		1,480 名	平成22年4月30日 現在		1,729 名	平成22年4月30日 現在		
	一月あたりの実利用者数	2,275 名	H22.4 月分		594 名	H22.4 月分		611 名	H22.4 月分		881 名	H22.4 月分		
	一月あたりの実利用者時間数	36,763.0 時間	H22.4 月分		8,248.5 時間	H22.4 月分		9,273.0 時間	H22.4 月分		22,176.0 時間	H22.4 月分		
	一人あたりの平均実利用時間(月)	16.2 時間			13.9 時間			15.2 時間			25.2 時間			
	予算額・決算額	H22予算額 1,087,550 千円			H22予算額 221,425 千円			H22予算額 236,501 千円			H22予算額 673,000 千円			
	H21予算額 966,306 千円	H21決算額 929,438 千円			H21予算額 191,794 千円	H21決算額 183,460 千円			H21予算額 千円	H21決算額 233,213 千円			H21予算額 673,000 千円	H21決算額 756,713 千円
	H20予算額 923,917 千円	H20決算額 867,414 千円			H20予算額 164,427 千円	H20決算額 162,640 千円			H20予算額 千円	H20決算額 204,374 千円			H20予算額 673,000 千円	H20決算額 685,032 千円
	H19予算額 975,154 千円	H19決算額 799,422 千円			H19予算額 千円	H19決算額 140,018 千円			H19予算額 千円	H19決算額 千円			H19予算額 639,709 千円	H19決算額 621,038 千円

自治体名	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	
(1) 対象者要件	身体障害(視覚障害を除く)	肢体不自由1級の障害者又は障害児であって、両上肢2級及び両下肢2級以上の障害を有する者)で、重度訪問介護又は重度障害者等包括支援の対象外の者。	外出時に移動の支援が必要と認められるもので、手帳1、2級の車イス常用身体障害者であって障害程度区分1以上の者。	【移動介護】 脳性まひ若しくは両上肢・両下肢の機能に障害を有する、身体障害者手帳の1・2級に該当する者 【日常必要外出】 身体障害者手帳の1～3級のいずれかに該当する者 ※移動介護対象者を除く	肢体不自由1級であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる者(準ずる者＝下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する第1種身体障害者であって四肢のうち二肢以上の機能障害を有する者)
	視覚障害	・視覚障害1級及び2級 ・障害者であり障害程度区分1以上と認定された者又は障害程度区分の聴き取り項目2-7「移動」の聴き取りの結果が「見守り等」「一部介助」又は「全介助」に該当する者 ・障害児であり、障害児の介護給付に関する聴き取り項目のうち、「移動」が「全介助」又は「一部介助」に該当する児童	外出時に移動の支援が必要と認められる者で、手帳1、2級の視覚障害者であって障害程度区分1以上の者。	【移動介護】 視覚障害1・2級 【日常必要外出】 視覚障害3級	1級～6級
	知的障害	・等級による要件なし ・障害者であり障害程度区分1以上と認定された者又は障害程度区分の聴き取り項目2-7「移動」の聴き取りの結果が「見守り等」「一部介助」又は「全介助」に該当する者 ・障害児であり、障害児の介護給付に関する聴き取り項目のうち、「移動」が「全介助」又は「一部介助」に該当する児童	外出時に移動の支援が必要と認められる者で、知的障害のある者で障害程度区分1以上の者。	【移動介護のみ】 外出時に支援を要する(単独での外出が困難)知的障害児・者。 ※知的障害児は屋外での移動に著しい制限がある者に限る	A1～B2、知的障害者と判定された者
	精神障害	・等級による要件なし ・障害者であり障害程度区分1以上と認定された者又は障害程度区分の聴き取り項目2-7「移動」の聴き取りの結果が「見守り等」「一部介助」又は「全介助」に該当する者 ・障害児であり、障害児の介護給付に関する聴き取り項目のうち、「移動」が「全介助」又は「一部介助」に該当する児童	外出時に移動の支援が必要と認められる者で、精神障害のある者で障害程度区分1以上の者。	【移動介護のみ】 外出時に支援を要する(単独での外出が困難)精神障害児・者。	1級～3級、精神障害を支給事由とする年金等の受給者、自立支援医療(精神通院公費)支給決定者
(2) 支給決定	一月あたりの支給量 標準支給量:25時間/月 ※25H超～60Hまで:簡易ケアプランにより区で判断し決定 ※60H超:障害者自立支援課と協議し決定	支給基準 移動支援 15時間 ふれあいガイド 25時間 通所・通学支援 46回	【移動介護】 基準48時間(個々の案件に応じて必要時間数を決定(上限なし)) 【日常必要外出】 必要時間数(ただし、外出先は日常生活に必要な買物、理・美容、健康上必要な散歩に限る)	社会生活上不可欠な外出は上限なし、余暇活動については40時間、緊急時の対応や利用目的の具体的でない余暇利用については月16時間の範囲内で支給量を積算(余暇活動の40時間に含む)。	
(3) 外出内容等	「通年かつ長期にわたる外出」	部分的に認めている	認めている	(基本的に)認めていない	(基本的に)認めていない
	作業所や施設への通所	×	○	×	×
	通学・通園	△(一部認めている) 保護者の病氣、出産等で他に介助できる者がいない場合、期間を限定して認めている。	△(一部認めている) 保護者の病氣、障害や冠婚葬祭、就労	△(一部認めている) 保護者の入院、通院、自宅療養、出産	△(一部認めている) 通常送迎している家族等が通院・入院・出産する場合や医師から自宅療養を必要とされた場合。
形態	グループ支援型	対象としていない	対象としている	対象としている	対象としていない
	車両移送型	対象としていない	対象としていない	対象としていない	対象としていない
(5) 報酬単価等	身体介護の有り・無し	設けている	設けている	設けていない	設けている
	報酬単価	【身体介護有り】 0.5H 2,640円 1.0H 4,170円 1.5H 6,060円 2.0H 6,920円 2.5H 7,770円 3.0H 8,630円 以後30分ごとに+860円 【身体介護無し】 0.5H 1,090円 1.0H 2,050円 1.5H 2,860円 以後30分ごとに+730円 【時間帯の加算】 早朝・夜間:25% 深夜:50% 居宅介護と同趣旨の各種加算を設定・特別地域加算 所定単位数の15%・緊急時対応加算 1,040円・初回加算 2,080円	【移動支援(必要不可欠)】 1H1,970円 2H3,460円 3H4,860円 4H6,260円 以降7,660円 別途身体介護加算あり 【ふれあいガイド】 1H 1,970円 2H 3,210円 3H 4,360円 4H 5,510円 5H 6,410円 6H 7,410円 7H 8,410円 以降9,410円 別途身体介護加算あり	身体介護有無による区分なし 【個別給付型】 0.5H 2,300円 1.0H 3,650円 1.5H 5,250円 2.0H 6,000円 【グループ支援型】 同一イベントや目的地への移動において、ヘルパーがマンツーマンではなく、複数の利用者を同時に支援する。	居宅介護通院等介助の報酬単価に準ずる。 【身体介護有】(例) 0.5H:2,585円、1.0H:4,092円、1.5H:5,945円 【身体介護無】(例) 0.5H:1,068円、1.0H:2,005円、1.5H:2,809円
(6) 利用者負担額	負担率	1割負担	移動支援・・・3%負担 ふれあいガイド・・・8%負担 通所・通学支援・・・10%負担(要件で50%負担に)	1割負担	1割負担
	利用者上限月額	障害福祉サービスと同様の負担上限月額を設定し、事業者による統合上限額管理制度を実施。	生活保護・市民税非課税0円	生活保護・市民税非課税0円、市民税課税9,300円または37,200円 ※介護給付費と同様の考え方	生活保護、市民税非課税、市民税課税・所得税非課税0円 市民税課税・所得税課税(児童以外)9,300円または37,200円 市民税課税・所得税課税(児童)4,600円または37,200円
	軽減措置	なし	通所・通学支援で50%負担の場合、月額上限を10,000円に設定し軽減を図っている。	移動支援事業独自の軽減措置なし	上記の金額を定めている。
(7) 事業規模	障害福祉サービスとの合算が法定に定める利用者負担上限月額を超える場合、軽減策の有無とその合算方法	移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス及び生活サポートを「地域生活支援給付事業」として実施しており、障害福祉サービスと地域生活支援給付事業サービスの利用者負担額の合計が負担上限月額を超えないように給付費を支給している。	なし	軽減策:有 合算方法:障害福祉サービス費+地域生活支援事業費(日具を除く)の利用者負担額の合計が、上限月額(9300円若しくは37200円)を超えないよう、支払システムで合算管理。	・障害福祉サービス+移動支援+日中一時の利用者負担額の合計が国基準若しくは市基準の障害福祉サービス利用者負担上限月額を超えないように上限管理。 ・合算の範囲は障害者は本人、障害児は保護者(児童複数の場合は上限を超えた金額を償還)
	支給決定者数	1,286 名 平成22年4月30日 現在	1,216 名 平成22年4月30日 現在	6,384 名 平成22年4月30日 現在	1,731 名 平成22年5月1日 現在
	一月あたりの実利用者数	485 名 H22.4 月分	798 名 H22.4 月分	3,408 名 H22.4 月分	652 名 H22.4 月分
	一月あたりの実利用者時間数	6,900.0 時間 H22.4 月分	12,804.0 時間 H22.4 月分	49,944.0 時間 H22.4 月分	8,708.0 時間 H22.4 月分
	一人あたりの平均実利用時間(月)	14.2 時間	16.0 時間	14.7 時間	13.4 時間
予算額・決算額	H22予算額	188,783 千円	H22予算額 243,533 千円	H22予算額 1,275,900 千円	H22予算額 286,752 千円
	H21予算額	173,211 千円	H21決算額 196,820 千円	H21予算額 979,974 千円 H21決算額 1,255,438 千円	H21予算額 253,281 千円 H21決算額 253,281 千円
	H20予算額	210,140 千円	H20決算額 167,980 千円	H20予算額 822,833 千円 H20決算額 1,149,762 千円	H20予算額 238,797 千円 H20決算額 207,995 千円
	H19予算額	196,608 千円	H19決算額 166,305 千円	H19予算額 1,122,710 千円 H19決算額 1,045,664 千円	H19予算額 190,107 千円 H19決算額 173,659 千円

自治体名	静岡市		浜松市		名古屋市		京都市										
(1) 対象者要件	身体障害 (視覚障害を除く)	肢体不自由1級(上肢及び下肢のいずれにも障害がある者)、原因となった疾病が脳性麻痺、頸椎損傷、筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症、慢性関節リウマチ等である者	・両上肢及び両下肢の障害が1級または2級 ※上記以外の者については原則対象外だが、補装具による電動車いすの給付対象となるかを基準として対象者の可否を判断している。		「両上肢」及び「両下肢」(又は「体幹」)のいずれにも障害を有する肢体不自由1・2級の者又はこれに準ずると区長が認める者。 区長が認める者⇒「両下肢」又は「体幹」が1・2級で、一上肢にも障害がある者。		日常生活上、外出時の付添いを要する全身性障害者・児										
	視覚障害	視覚障害1・2級の者	屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者(児)であって、移動支援を必要とする者 ※視覚障害1級または2級		外出時に移動の支援が必要(単独で外出することが困難)と認められる者で、視覚障害のある者		日常生活上、外出時の付添いを要する重度の視覚障害者・児又はこれと同等と市長が認める者										
	知的障害	療育手帳所持者又は同等と市が認める者	知的障害者(児)であって、移動支援を必要とする者。 ※療育手帳を所持している者		外出時に移動の支援が必要(単独で外出することが困難)と認められる者で、知的障害のある者		日常生活上、外出時の付添いを要する知的障害者・児										
	精神障害	精神障害者保健福祉手帳所持者	精神障害者(児)で移動支援を必要とする者 ※精神障害者保健福祉手帳を所持している者 ※精神障害者保健福祉手帳は所持していないが医師の診断により同程度であると認められる者 ※自立支援医療(精神通院)を受給している者		外出時に移動の支援が必要(単独で外出することが困難)と認められる者で、精神障害のある者		日常生活上、外出時の付添いを要する精神障害者・児										
(2) 支給決定	一月あたりの支給量	一月あたり25時間を基準とする。		居宅介護との時間の分け合いによって決定。		・社会生活上必要不可欠な外出 区役所等が認めた必要な時間数 ・その他の外出 障害者36時間、中高生24時間、小学生12時間		原則、月32時間 ※なお、視覚障害の場合は月32時間に、通院等に必要となる時間数を加えることができる。									
(3) 外出内容等	「通年かつ長期にわたる外出」	(基本的に)認めていない		(基本的に)認めていない		認めている		(基本的に)認めていない(ただし、大学等を除く。)									
	作業所や施設への通所	×		×		○		△(一部認めている) 介護者の入院等のやむを得ない理由がある場合は、期間を限定して利用可。									
	通学・通園	△(一部認めている) 保護者の入院、保護者の送迎などの支援が困難と認める特別な疾病、冠婚葬祭、本人介助と比べ優先せざるを得ない外出。自力で通学、通所を目指す場合は最長1か月間		△(一部認めている) 緊急時やむを得ない場合のみ		△(一部認めている) 就労、病気、けが、出産、育児、介護など		△(一部認めている) 通園～高校への送迎については、保護者の病気、出産等、その他著しい必要性を認める場合に期間限定で利用可。 大学、短期大学、専修学校(高等課程を除く。)への送迎については、利用可。									
形態	グループ支援型	対象としていない		対象としていない		対象としている		対象としている									
	車両移送型	対象としていない		対象としていない		車両輸送型を実施していない		車両移送型については実施していないが、車を使用しての移動支援(個別支援型、グループ支援型)については対象としている。									
(5) 報酬単価等	身体介護の有り・無し	設けている		設けている		設けていない		設けている									
	報酬単価	[身体介護有り](例) 0.5H:2,540円、1.0H:4,020円、1.5H:5,840円 [身体介護無し](例) 0.5H:1,050円、1.0H:1,970円、1.5H:2,760円 身体介護有り・身体介護無しにより1.5H以降の報酬単価についても、サービス提供時間ごとに設定している。		居宅介護日中単価に準じている		個別支援 ～30分2,300円、～1時間2,800円、～1時間30分3,300円、 ～2時間4,000円、以降～は30分ごとに800円増。 グループ支援 個別支援の額の70%で100円未満切り上げ		[身体介護有り] 0.5H:2,690円 1.0H:3,560円 1.5H:5,490円 以降30分毎に+880円 [身体介護無し] 0.5H:2,530円 1.0H:2,530円 1.5H:3,320円 以降30分毎に+790円又は800円 [グループ支援]上記単価の70% [時間帯の加算]早朝:25% 深夜:50%									
(6) 利用者負担額	負担率			1割負担 ただし、市民税非課税世帯は利用者負担額なし		1割負担		●「身体介護を伴う」 1割負担 ●「身体介護を伴わない」 なし(利用者負担無料)									
	利用者上限月額	・生活保護、市民税非課税 0円 ・市民税課税世帯(障害者)9,300円または37,200円 " (障害児)4,600円または37,200円		設けていない		生活保護・市民税非課税0円、市民税課税(児童以外)3,600円、市民税課税(児童)1,800円		「身体介護を伴う」について、居宅介護と同様。									
	軽減措置	なし		市民税課税世帯に属する全身性障害者(児)及び視覚障害者(児)については、月15時間以内の利用については利用者負担額を徴収していない。		本来の負担は生活保護0円、市民税非課税4800円、市民税課税7600円のところ、市民税非課税は0円、市民税課税はそれぞれ1/2,1/4の軽減を図っている。		これまで、国における障害福祉サービスの軽減措置に合わせて、利用者負担の軽減を図っている。									
	障害福祉サービスとの合算が法定に定める利用者負担上限額を超える場合、軽減策の有無とその合算方法	地域生活支援事業については、移動支援事業と日中一時支援事業の利用者負担額を合算して月額上限管理を行っている。(障害福祉サービスとの合算は行っていない)		実施していない		・高額障害福祉サービス費に該当の場合 移動支援+地域活動支援+日中一時受入事業の利用者負担額の合計額を償還。 ・高額障害福祉サービス費に非該当の場合 障害福祉サービス+移動支援+地域活動支援+日中一時受入事業の利用者負担額の合計が国の本来の利用者負担額(37200円)を超えた分を償還。 ・合算の範囲は障害者は本人、障害児は保護者		障害福祉サービスと地域生活支援事業(※)の利用者負担額について、1つの利用者負担上限月額で上限管理を行う。 ※移動支援事業、地域活動支援センター(デイサービス型)事業、日中一時支援事業及び訪問入浴サービス事業									
(7) 事業規模	支給決定者数	1,293	名	平成22年4月30日 現在	442	名	平成22年4月30日 現在	5,245	名	平成22年4月30日 現在	3,881	名	平成22年4月1日 現在				
	一月あたりの実利用者数	530	名	H22.4 月分	204	名	H22.4 月分	2,802	名	H22.4 月分	2,354	名	H22.4 月分				
	一月あたりの実利用者時間数	6,119.5	時間	H22.4 月分	2,399.0	時間	H22.4 月分	60,777.0	時間	H22.4 月分	42,836.0	時間	H22.4 月分				
	一人あたりの平均実利用時間(月)	11.5	時間		11.8	時間		21.7	時間		18.2	時間					
	予算額・決算額	H22予算額 176,601 千円		H22予算額 58,090 千円		H22予算額 1,386,773 千円		H22予算額 1,251,125 千円		H21予算額 172,400 千円	H21決算額 146,077 千円	H21予算額 54,481 千円	H21決算額 56,672 千円	H21予算額 1,411,870 千円	H21決算額 1,374,454 千円	H21予算額 1,087,876 千円	H21決算額 1,087,876 千円
	H20予算額 146,895 千円	H20決算額 125,015 千円	H20予算額 39,042 千円	H20決算額 53,703 千円	H20予算額 1,333,111 千円	H20決算額 1,289,855 千円	H20予算額 943,432 千円	H20決算額 942,722 千円		H19予算額 155,340 千円	H19決算額 106,443 千円	H19予算額 47,095 千円	H19決算額 45,874 千円	H19予算額 1,969,453 千円	H19決算額 1,222,617 千円	H19予算額 869,909 千円	H19決算額 869,908 千円

自治体名	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	
(1) 対象者要件	身体障害(視覚障害を除く)	○施設入所している全身性障害者 ○重度訪問介護等の受給者とならない全身性障害者(児) 上記のうち、両上肢及び両下肢(または体幹)のいずれにも重度(1・2級)の障害を有する肢体不自由の1級の者 またはこれに準じる者(上肢及び下肢(左右のうち片肢のみで可)あるいは体幹のいずれにも重度(1・2級)の障害を有する肢体不自由1級)	18歳以上の全身性障害者(肢体不自由1級かつ両上肢及び両下肢の機能障害を有するもの又はそれらと同等の状態にあるものをいう。ただし、法第5条第3項に規定する重度訪問介護又は同条第9項に規定する重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者を除く。	【肢体障害者】 車いすを常用し自走が困難な小学生以上の身体障害者手帳所持者であつて次のいずれかに該当する者 1. 左右の上肢のうちいずれか一方又は両方に機能障害があり、かつ、左右の下肢のうちいずれか一方又は両方に機能障害がある1級又は2級の肢体障害者 2. 左右の上肢のうちいずれか一方又は両方に機能障害があり、かつ体幹機能障害がある1級又は2級の肢体障害者	外出時に移動の支援が必要(単独で外出することが困難)と認められる者で、下肢障害または体幹機能障害1級から4級までのもの。
	視覚障害	視覚障害1・2級の者 視覚障害と聴覚障害の重複により、身体障害者手帳1・2級の者	18歳以上で、視覚障害の程度が1・2級またはそれらと同等(重複による2級以上を含む)	小学生以上の身体障害者手帳所持者であつて1級又は2級の視覚障害者	外出時に移動の支援が必要(単独で外出することが困難)と認められる者で、視覚障害のある者
	知的障害	療育手帳を所持している者及びこれと同程度であると認められる者で「聴き取り項目表」により、聴き取りを行い、いずれか一つの項目に該当する者。	付添いを必要とする状況にある18歳以上の知的障害者	1. 18歳以上の者にあつては療育手帳所持者 2. 小学生以上18歳未満の児童にあつては療育手帳A、B1又はB2程度の者	外出時に移動の支援が必要(単独で外出することが困難)と認められる者で、知的障害のある者
	精神障害	精神障害者保健福祉手帳を所持している者及びこれと同程度であると認められる者で「聴き取り表」により、聴き取りを行い、いずれか一つの項目に該当する者。	18歳以上で、精神障害者保健福祉手帳を所持しているもの、精神障害を事由とした障害基礎年金若しくは特別障害給付金の給付を受けているもの又は法第21条第1項の規定による障害程度区分の認定において区分1以上に該当すると認定されたもの	小学生以上の精神障害者保健福祉手帳所持者	外出時に移動の支援が必要(単独で外出することが困難)と認められる者で、精神障害のある者
(2) 支給決定	一月あたりの支給量 障害者…月51時間以内 障害児(小5~18歳未満)…月24時間以内 障害児(小1~小4)…月12時間以内 ※障害児:夏休み等長期休暇中は月30時間	・身体障害者 月50時間 ・知的障害者 月40時間 ・精神障害者 月40時間 ・障害児 月20時間(8月のみ40時間)	【身体障害者】32時間※不可欠な外出は超過可 【知的障害者】30時間 【精神障害者】30時間 【障害児】20時間	50時間	
(3) 外出内容等	「通年かつ長期にわたる外出」	(基本的に)認めていない	(基本的に)認めていない	(基本的に)認めていない	認めていない
	作業所や施設への通所	△(一部認めている)	△(一部認めている)	△(一部認めている)	×
	通学・通園	△(一部認めている)	△(一部認めている)	△(一部認めている)	○
(4) 形態	グループ支援型	対象としていない	対象としている	対象としていない	対象としていない
	車両移送型	対象としていない	対象としていない	対象としていない	対象としていない
(5) 報酬単価等	身体介護の有り・無し	設けていない	設けていない	設けている	設けていない
	報酬単価	0.5H 920円 1H 1,840円(以降0.5Hごとに+920円)	個別支援型 ・基本単価 30分当たり800円 ・初動加算 派遣1回当たり1,200円 グループ支援型 ・基本単価 (1:2)30分当たり520円, (1:3)30分当たり400円, (1:4)30分当たり320円 ・初動加算 (1:2)派遣1回当たり780円, (1:3)派遣1回当たり600円, (1:4)派遣1回当たり480円	~30分2,692円 ~1時間4,261円 ~1.5時間4,770円 以降30分ごとに795円増。 【身体介護無し】 ~30分1,113円 ~1時間2,088円 ~1.5時間2,385円 以降30分ごとに795円増 【時間帯の加算】なし 【3級ヘルパーによる減算】 身体介護有り 30%減算, 身体介護無し 10%減算	30分ごとに900円(利用者負担分を含む) 介護加算として1日1回1,000円 ※介護加算:居宅介護での2人対応と同基準
(6) 利用者負担額	負担率	1割負担	1割負担	1割負担	1割負担
	利用者上限月額	生活保護・市民税非課税0円、市民税課税3,000円	堺市では「上限月額方式」ではなく独自の「無料ゾーン方式」による負担軽減措置を行っています。(詳細は下記参照)	・生活保護、市民税非課税 0円 ・市民税課税世帯(障害者)9,300円または37,200円 ・ " (障害児)4,600円または37,200円	生活保護0円 上記以外 上限なし
	軽減措置	平成22年度以前は市民税非課税1,000円だったが、今年度より0円。	①身体: 月25時間まで無料 ②知的: 月18時間まで無料 ③精神: 月18時間まで無料 ④児童: 月10時間まで無料		生活保護受給世帯について、利用者負担を0円としている。
	障害福祉サービスとの合算が法に定める利用者負担上限月額を超える場合、軽減策の有無とその合算方法	なし	なし	障害福祉サービス+移動支援の総合上限管理を行い、利用者負担額の合計が一般(37200円)を超えた分を償還。	軽減策なし
(7) 事業規模	支給決定者数	7,888 名 平成22年4月30日 現在	3,835 名 平成22年4月30日 現在	4,125 名 平成22年4月30日 現在	1,607 名 平成22年4月30日 現在
	一月あたりの実利用者数	4,679 名 H22.4 月分	2,257 名 H22.4 月分	2,248 名 H22.4 月分	442 名 H22.4 月分
	一月あたりの実利用者時間数	120,203.5 時間 H22.4 現在	41,916.5 時間 H22.4 月分	36,312.0 時間 H22.4 月分	6,356.0 時間 H22.4 月分
	一人あたりの平均実利用時間(月)	25.7 時間	18.6 時間	16.2 時間	14.4 時間
	予算額・決算額	H22予算額 2,570,107 千円 H21予算額 2,361,118 千円 H21決算額 2,446,321 千円 H20予算額 2,209,752 千円 H20決算額 2,162,724 千円 H19予算額 2,117,282 千円 H19決算額 1,999,762 千円	H22予算額 897,662 千円 H21予算額 857,333 千円 H21決算額 899,301 千円 H20予算額 649,069 千円 H20決算額 698,108 千円 H19予算額 843,851 千円 H19決算額 647,678 千円	H22予算額 924,414 千円 H21予算額 835,873 千円 H21決算額 845,199 千円 H20予算額 840,517 千円 H20決算額 761,449 千円 H19予算額 991,437 千円 H19決算額 764,486 千円	H22予算額 107,000 千円 H21予算額 94,316 千円 H21決算額 111,481 千円 H20予算額 93,731 千円 H20決算額 98,859 千円 H19予算額 千円 H19決算額 95,252 千円

自治体名	広島市		北九州市		福岡市							
(1) 対象者要件	身体障害 (視覚障害を除く)	屋外での移動が困難な者のうち、下肢機能の障害を有し、その障害の程度が身体障害者旅客運賃割引規則第2条第2項第1号に規定する第1種身体障害者に該当する者または、補装具の車いすの交付を受け、現に車いすを利用している者	外出時に移動の支援が必要(単独で外出することが困難)と認められる者で、重度の全身性障害者(身体障害者手帳の下肢又は体幹1、2級の者)又は「単独での移動が困難である」と福祉事務所長が認める者。		重度の脳性まひ者等全身性障がい者・児(両上肢、両下肢のうち3肢以上に障がいがあり、上肢下肢いずれも身体障害者手帳1～2級である方。ただし、上肢下肢の一方が1～2級、もう一方が3級であっても車イスでの自走ができないため、移動支援の必要性が認められる場合は利用可)で外出時に付き添う者がいない者。							
	視覚障害	屋外での移動が困難な者で、視覚障害のある者	外出時に移動の支援が必要(単独で外出することが困難)と認められる者で、視覚障害のある者(障害者手帳の1、2級)又は「単独での移動が困難である」と福祉事務所長が認める者。		重度の視覚障がい者・児(身体障害者手帳1～2級)で外出時に付き添う者がいない者。							
	知的障害	屋外での移動が困難な者で、知的障害のある者	外出時に移動の支援が必要(単独で外出することが困難)と認められる者で、知的障害のある者(療育手帳A)又は「単独での移動が困難である」と福祉事務所長が認める者。		重度の知的障がい者・児(療育手帳A)で外出時に付き添う者がいない者。							
	精神障害	屋外での移動が困難な者で、精神障害のある者	外出時に移動の支援が必要(単独で外出することが困難)と認められる者で、精神障害のある者(精神障害者保健福祉手帳1級)又は「単独での移動が困難である」と福祉事務所長が認める者。		精神障がい者(障がい程度区分1以上)で外出時に付き添う者がいない者。							
(2) 支給決定	一月あたりの支給量	80時間	20時間を基本支給量とし、上限54時間の範囲内で支給決定している。		月40時間(ただし、継続的な通院が必要な場合は、追加派遣可。)							
	「通年かつ長期にわたる外出」	認めていない(例外として通学・通所は認めている)	(基本的に)認めていない		(基本的に)認めていない							
(3) 外出内容等	作業所や施設への通所	△(一部認めている) ただし、保護者が入院した場合や就労している場合で移動支援が必要と認める場合は対象とする。	△(一部認めている) 保護者等の急な用事		×							
	通学・通園	△(一部認めている) 保護者等の病気、就労、その他やむを得ない理由で他の支援も得られない場合	△(一部認めている) 保護者等の急な用事		△(一部認めている) 母子(父子)家庭で親が就労している場合、保護者の病気、出産等、兄弟の送迎と時間が重なる場合で、別世帯に住む祖父母を含め、他に介助できる者がいない場合。							
(4) 形態	グループ支援型	対象としていない	対象としていない		対象としていない							
	車両移送型	対象としていない	対象としていない		対象としていない							
(5) 報酬単価等	身体介護の有り・無し	設けていない	設けている		設けている							
	報酬単価	移動個別支援IA 0.5H 950円 移動個別支援IC(行動上の困難を有する知的・精神障害者(児)) 0.5H 1,450円	介護給付費等単位数サービスコードの通院等介助の単位数に級地加算を乗じて設定している。身体・非身体との区分毎に日中のみの単位設定をしており、時間帯による加算はない。		自立支援法に基づく、居宅介護の単位数を準用する。 ① 非身体型は家事援助(通院介助)の単位数 ② 身体型は身体介護(通院介助)の単位数							
(6) 利用者負担額	負担率	1割負担	1割負担		1割負担。ただし所得に応じて上限額あり							
	利用者上限月額	生活保護・市民税非課税0円、市民税所得割4万円未満1,500円、市民税所得割4万円以上(児童以外)9,300円、市民税所得割4万円以上28万円未満(児童)4,600円、市民税所得割28万円以上(児童)9,300円	生活保護、市民税非課税 0円 市民税課税世帯(障害者)9,300円または37,200円 市民税課税世帯(障害児)4,600円または37,200円		生活保護、市民税非課税 0円 市民税課税世帯(障害者)9,300円または37,200円 市民税課税世帯(障害児)4,600円または37,200円							
	軽減措置	本来の負担は生活保護、市民税非課税0円、市民税所得割4万円未満1,500円、市民税所得割4万円以上9,300円のところ、市民税所得割4万円以上28万円未満(児童)について、4,600円に軽減(平成20年7月)。	なし		本来の負担は、市民税課税(世帯の市民税所得割16万円以上の児童以外)及び市民税課税(世帯の市民税所得割28万円以上の児童)は37,200円のところ、1/2の18,600円とし、1/2の軽減を図っている。							
	障害福祉サービスとの合算が法に定める利用者負担上限額を超える場合、軽減策の有無とその合算方法	なし	障害福祉サービスと地域生活支援事業(補装具を除く)については、上限額を合算管理しており、償還払いは発生しない。		軽減策有り。 高額障がい福祉サービス費における本市独自軽減策として、所得区分が一般2(市民税課税かつ市民税所得割16万円以上)の世帯に対し実施。 具体的には、世帯における利用者負担の合計額が算定基準額(18,600円)を超える場合はその差額を支給する。							
(7) 事業規模	支給決定者数	3,764 名	平成22年4月30日 現在		1,821 名	平成22年4月30日 現在						
	一月あたりの実利用者数	1,935 名	H22.4 月分		559 名	H22.4 月分						
	一月あたりの実利用者時間数	37,365.0 時間	H22.4 月分		6,810.0 時間	H22.4 月分						
	一人あたりの平均実利用時間(月)	19.3 時間			12.2 時間							
	予算額・決算額	H22予算額	1,016,896 千円	H22予算額 213,407 千円		H22予算額 666,852 千円						
		H21予算額	739,456 千円	H21決算額	985,745 千円	H21予算額	169,329 千円	H21決算額	180,723 千円	H21予算額	584,341 千円	H21決算額
H20予算額		618,870 千円	H20決算額	765,561 千円	H20予算額	154,176 千円	H20決算額	121,556 千円	H20予算額	509,795 千円	H20決算額	573,932 千円
H19予算額		577,688 千円	H19決算額	545,955 千円	H19予算額	170,278 千円	H19決算額	85,968 千円	H19予算額	607,907 千円	H19決算額	577,782 千円

他政令市状況 ガイドボランティア・障害児通学支援類似事業

分類	自治体	事業・活動名	事業概要	対象要件	利用者負担	利用可能時間	利用者数	備考
ガイドボランティア	広島市	広島市障害者(児)社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業	・広島市社会福祉協議会へ委託している。付き添いをお願いできるヘルパー(ボランティア)を推薦し、利用者・ヘルパー(ボランティア)がペアで登録。区役所等公的機関、医療機関への社会生活上必要な外出、社会参加促進の観点から日常生活上必要な外出への付き添いを行う。	①全身性障害児者(児) ②視覚障害者(児) ③知的障害者(児) ④精神障害者(児)	無料	移動支援事業・同行援護と合わせて月80時間が上限	実利用者数448名	・利用者負担0円 ・付き添い1時間あたり700円 ・付き添いに係る交通費1回あたり2,000円限度(2,000円を超える部分は利用者が負担)
障害児通学支援	本市以外全市	該当なし(本市以外で同様の事業を行っている政令市はありません。)						

○2-(1)福祉パス 交通事業者への負担金の積算方法(平成23・24年度)

(単位：千円)

交通機関	H23負担金額 (下段：積算方法)	H24負担金額 (下段：積算方法)
民営バス	1,322,298	1,282,629
	対象人員(交付枚数×55%(シェア率))×乗車券単価(179円)×23(回)×12(ヶ月)	23年度負担金の額から3%の額(39,669)を減(※) (※) ・積算方法の見直しを実施 (「身体・知的」区分積算の乗車券単価について、障害者割引(5割引)を適用(「179円」⇒「110円」)。「精神等」区分は、障害者割引がないため変更(「179円」⇒「210円」) ・ただし、激変緩和措置として負担金額を段階的に減額(H24年度については、H23年度負担金額から、その3%に当たる額を減じた額とする)
シーサイドライン	61,355	57,736
	対象人員(交付枚数)×2区間乗車券単価(280円)×障害者割引(0.5※)×23(回)×12(か月) (※)「被爆・戦傷要件」除く	前年同様
市営バス	1,081,847	1,049,392
	対象人員(交付枚数×45%(シェア率))×乗車券単価(179円)×23(回)×12(ヶ月)	23年度負担金の額から3%の額(32,455)を減(※) (※)上記、民営バスと同様の考え方
市営地下鉄	251,715	256,714
	対象人員((交付枚数×駅勢人口率)×(2区間乗車券単価(230円))×障害者割引(0.5※)×23(回)×12(か月)) (※)「被爆・戦傷要件」除く	前年同様
負担金合計(A)	2,717,215	2,646,471
事務費(B)	7,576	38,432
予算計(A+B)	2,724,791	2,684,903

2-(2)

○福祉特別乗車券交付者で生活保護受給者のうち、移動に付き添いが必要な人の人数(推計)

※福祉バス交付者中の生活保護受給者の割合については、福祉保健システムで保有する税情報から抽出し推計しています。推計方法としては次の通りです。

○24年8月時点における「障害要件分」福祉特別乗車券交付者数 (A)	51,075
○税情報上、生活保護有りとなっている人数 (B)	6,536
○ (B) ÷ (A) で割合を算出 (C)	12.8% ※約13%

福祉バス交付者のうち、生活保護を受けている方の人数

福祉バス交付者数	51,786人	(H24.10.1時点)
うち生活保護受給者(約13%)	6,732人	【推計】 (a)

	外出時付き添いが必要な目安としてここでは下記の範囲を設定	福祉バス交付者に占める、左記の範囲に当たる割合 (b)	福祉バスを受けている身障手帳1～4級に占める旅客運賃割引第1種の割合(目安) (※) (c)	人数(推計) (a) × (b) × (c)
身体障害者手帳	1～4級	44.7%	57.9%	1,742人
愛の手帳(知的障害者)	旅客運賃割引の第1種(A1・A2)	9.1%		613人
精神障害者福祉保健手帳	1級	3.4%		229人
合計				2,584人

(※)「57.9%」:本市制度と、交付対象、利用形態、利用交通機関等が類似する神戸市におけるH23年度末時点での数値を参考としました。

3-(1) ガイドヘルプ事業所登録数の推移

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度 (10月末時点)
事業所数	342	366	375	402	423

※各年度3月末時点

4-(1)区社協ボランティアの登録者数と謝金の状況

1 登録者数(平成23年度末)

	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷
個人登録人数	258	512	257	727	332	139	577
グループ							
登録数	58	63	50	109	85	79	57
構成員人数	1,553	975	1,146	3,650	2,230	2,867	1,088
ボランティア登録者総数※	1,811	1,487	1,403	4,377	2,562	3,006	1,665

※ボランティア登録者総数は個人登録人数とグループ構成員人数の合計

	旭	磯子	金沢	港北	緑	青葉	都筑
個人登録人数	582	440	323	517	529	1,087	497
グループ							
登録数	168	67	50	62	26	33	127
構成員人数	4,160	1,295	2,199	1,502	864	963	2,955
ボランティア登録者総数	4,742	1,735	2,522	2,019	1,393	2,050	3,452

	戸塚	栄	泉	瀬谷		18区合計
個人登録人数	457	534	1,291	619		9,678
グループ						
登録数	26	151	153	80		1,444
構成員人数	308	3,811	2,778	2,586		36,930
ボランティア登録者総数	765	4,345	4,069	3,205		46,608

2 謝金の状況

- 登録ボランティアの活動に対して区社協が謝金を支払う仕組みはありません。
- ただし、区社協が実施する個別事業への協力ボランティアに対して謝金を支払うものがあります。(例：区社協送迎事業における送迎ボランティアへの謝金支払)
- また、登録ボランティアグループが定める謝金を利用者が直接ボランティアグループに支払うという形態があります。謝金の有無等はボランティアグループが定めており、特に統一基準はありません。